

社会福祉法人 春日市社会福祉協議会
役員の報酬等に関する規程

平成 29 年 2 月 24 日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人春日市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 役員については、勤務形態等に応じて次のとおり報酬を支給する。

2 役員に、報酬を支給する。

3 月の途中で異動があった場合の報酬は日割により支給する。なお、死亡によりその職を離れるときはその月までの報酬を遺族に支給するものとする。

4 春日市の職員の身分を有する役員等は、支給の対象としない。

(費用弁償)

第4条 役員が、法人業務を行う場合に別表1により費用を弁償する。

2 会長の職にある理事は、支給の対象としない。

3 春日市の職員の身分を有する役員等は、支給の対象としない。

(役員の報酬等の算定方法)

第5条 役員に対する報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 報酬については、別表2に定める額

2 役員が職務のため旅行したときは、別に定める旅費規程に基づき旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員に対する報酬の支給時期は、次のとおりとする。

(1) 報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程第7条第2項に準じた日とする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、積立金等控除して支給する。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

別表 1

費用弁償の額	日 額	1,000円
--------	-----	--------

別表 2

非常勤役員等の 報酬の額	月 額	会 長	160,000円
		副 会 長	7,000円
		理 事	7,000円
		監 事	7,000円